(証券コード　3459)
(発信日) 2026年10月２日
(電子提供措置の開始日) 2026年10月２日

投 資 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
サムティ・レジデンシャル投資法人
執行役員　松　尾　貴　之

第８回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、サムティ・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第８回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年10月27日（火曜日）午後６時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項に基づき、規約第14条第１項乃至第３項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めており、本投資主総会に提出される議案はいずれも規約第14条第２項に定める議案に該当しません。従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人規約抜粋）
規約第14条第１項乃至第３項
（みなし賛成）
第14条１．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
２．前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成に関する規定は、投信法第104条第１項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）

（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第３号（解散）、第205条第２項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第１項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。

３．第１項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第８回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。

本投資法人のウェブサイト
https://www.samty-residential.com/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬　具

記

１．日　　時：2026年10月28日（水曜日）午前10時00分
（受付午前９時30分～）

２．場　　所：東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーN館　11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内　Room２＋３＋４

３．投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

第１号議案：規約一部変更の件

第２号議案：執行役員１名選任の件

第３号議案：補欠執行役員１名選任の件

第４号議案：監督役員２名選任の件

以　上

（お願い）

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、本投資法人の提案について賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する必要が生じた場合は、その旨、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（https://www.samty-residential.com/）及び東証のウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるサムティアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案：規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「２　変更の内容」に記載のとおり変更することをお願いするものです。

１　変更の理由

(1) 役員会の効率性と説明責任を考慮して本投資法人の適正な運営に必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために、執行役員及び監督役員の員数の上限を設けるように変更するものです（現行規約第９条第３項、第10条、第16条及び第20条第１項関係）。

(2) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです（現行規約第29条第２項⑩関係）。

(3) 2026年４月１日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、字句の修正等の所要の変更を行うものです（現行規約第33条第１項柱書及び同項第(8)号、第35条第２項及び第４項関係）。

(4) 「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）の改正により、計算書類等に表示すべき事項に係る情報を電磁的方法（本投資法人のウェブサイトへの掲載）により投資主に提供するため、所要の規定を新設するものです（変更案第34条の２関係）。

2　変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第9条（招集及び開催） 1．～2.　　（記載省略） 3．投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 4．～5.　　（記載省略）	第9条（招集及び開催） 1．～2.　　（現行のとおり） 3．投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 4．～5.　　（現行のとおり）
第10条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。	第10条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。
第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とする。	第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員と監督役員をあわせて5名以内とする。
第20条（招集） 1．役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2．～3.　　（記載省略）	第20条（招集） 1．役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2．～3.　　（現行のとおり）
第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1.　　（記載省略）	第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1.　　（現行のとおり）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
2．本投資法人は前項に掲げられた資産のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資する。	2．本投資法人は前項に掲げられた資産のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資する。
①～⑨　　（記載省略）	①～⑨　　（現行のとおり）
⑩地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）	⑩地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく国際協力排出削減量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）
⑪～⑬　　（記載省略）	⑪～⑬　　（現行のとおり）
第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）	第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）
1．本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。以下「投資法人の計算に関する規則」という。）、一般社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（その後の改正を含む。以下「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」という。）、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。	1．本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。以下「投資法人の計算に関する規則」という。）、一般社団法人資産運用業協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（その後の改正を含む。以下「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」という。）、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。
(1)～(7)　　（記載省略）	(1)～(7)　　（現行のとおり）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
(8)その他 上記に定めがない場合には、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。また、上記の定めにかかわらず、運用資産の経済的実態に即し、一般社団法人投資信託協会の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により評価をすべき場合には、その評価額をもって評価する。 2. ～3.　　(記載省略)	(8)その他 上記に定めがない場合には、一般社団法人資産運用業協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。また、上記の定めにかかわらず、運用資産の経済的実態に即し、一般社団法人資産運用業協会の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により評価をすべき場合には、その評価額をもって評価する。 2. ～3.　　(現行のとおり)
(新設) (新設)	第34条の2（計算書類等の提供方法） 本投資法人は、投信法第131条第3項の規定による通知に際して投資主に対して提供すべき書類（以下本条において「提供計算書類等」という。）に表示すべき事項に係る情報について、投資法人の計算に関する規則第81条第4項本文に定めるところに従い、当該通知を発出する時から5年間、継続して電磁的方法（投信法施行規則第114条第1項第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によるものに限る。）により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる。

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第35条（金銭の分配の方針） 1.　　（記載省略） 2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、(a)本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合又は(b)経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、(ⅰ)保有資産の競争力及び価値の維持・向上に必要となる資本的支出額（以下「必要支出額」という。）の適切な評価を行い、本投資法人において必要支出額相当額以上の現預金の積み立てが適正に行われること、並びに、(ⅱ)実施時点における本投資法人の資産価値の維持が適正に図られていることを前提として、役員会において適切と判断した場合に、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、出資の払戻しとして利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（一般社団法人投資信託協会規則を含む。）において定める金額を上限とする。 3.　　（記載省略） 4. 一般社団法人投資信託協会規則 本投資法人は、第1項から第3項までのほか、金銭の分配にあたっては、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則及び一般社団法人投資信託協会制定のその他の諸規則に従うものとする。 5.　　（記載省略）	第35条（金銭の分配の方針） 1.　　（現行のとおり） 2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、(a)本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合又は(b)経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、(ⅰ)保有資産の競争力及び価値の維持・向上に必要となる資本的支出額（以下「必要支出額」という。）の適切な評価を行い、本投資法人において必要支出額相当額以上の現預金の積み立てが適正に行われること、並びに、(ⅱ)実施時点における本投資法人の資産価値の維持が適正に図られていることを前提として、役員会において適切と判断した場合に、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、出資の払戻しとして利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（一般社団法人資産運用業協会規則を含む。）において定める金額を上限とする。 3.　　（現行のとおり） 4. 一般社団法人資産運用業協会規則 本投資法人は、第1項から第3項までのほか、金銭の分配にあたっては、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則及び一般社団法人資産運用業協会制定のその他の諸規則に従うものとする。 5.　　（現行のとおり）

第２号議案：執行役員１名選任の件

執行役員 松尾貴之は2026年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2026年11月１日付で、執行役員１名の選任をお願いするものです。任期は、2026年11月１日から２年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2026年９月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
松 尾 貴 之 (まつ お たか ゆき) (1978年２月６日)	2001年４月　株式会社和歌山銀行 2001年12月　株式会社新橋 2003年２月　サムティ開発株式会社 2016年４月　サムティ株式会社　財務部　次長 2019年２月　サムティ株式会社　福岡支店　副支店長 2022年４月　サムティ株式会社　グループ営業推進部　次長 2023年１月　サムティアセットマネジメント株式会社 ファンド投資運用部　部長 チーフ・インベストメントオフィサー 2024年２月　サムティアセットマネジメント株式会社 レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長 2024年11月　サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長（現任） 本投資法人 執行役員（現任）

１．会社名等は、原則として当時のものを記載しています。以下同じです。
２．上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
３．上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社の取締役 レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長です。
４．上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
５．上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
６．本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第３号議案：補欠執行役員１名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員１名の選任をお願いするものです。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第２号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第17条第３項の定めにより、第２号議案における執行役員の任期が満了するときである2028年10月31日までとします。

また、本議案による補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2026年９月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
阿部 浩亮（あべ こうすけ） (1972年10月27日)	1996年４月　株式会社日栄 2004年６月　サムティ開発株式会社 2008年４月　サムティ開発株式会社　内部統制室長 2012年２月　サムティ開発株式会社　経営管理部　経理課長 2013年４月　サムティ管理株式会社　取締役（非常勤） 2013年12月　サムティ株式会社　経営管理部　次長 2017年４月　サムティ株式会社　経営管理本部 経理部　副部長 2018年４月　サムティ株式会社　経営管理本部　経理部長 2022年２月　サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 アセットマネジメント本部長 2024年11月　サムティアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）

１．上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
２．上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
３．上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
４．本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第４号議案：監督役員２名選任の件

監督役員 藤木隆弘及び中原健夫の両名は、2026年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2026年11月１日付で、新たに監督役員２名の選任をお願いするものです。なお、任期は、2026年11月１日から２年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況
1	安達 桂一（あだち けいいち） (1969年８月14日)	2000年10月　弁護士登録（東京弁護士会） 岩崎法律事務所 2002年４月　東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会（現任） 2005年10月　岩崎・安達法律事務所　パートナー 2006年４月　東京弁護士会常議員、日弁連代議員 2008年９月　東京弁護士会非弁提携弁護士対策本部 2016年12月　岩崎・安達・岡本法律事務所 パートナー（現任） 2023年４月　東京弁護士会常議員、日弁連代議員
2	宮本 康平（みやもと こうへい） (1984年９月20日)	2007年４月　オリックス株式会社 2012年２月　有限責任監査法人トーマツ 2013年11月　公認会計士登録 2019年１月　宮本公認会計士事務所　代表（現任） 2021年11月　株式会社農業総合研究所　社外取締役 2023年６月　株式会社オープンドア　社外監査役（現任）

１．上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
２．上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
３．本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに本投資法人の規約第14条第２項に定める議案があるときは、当該議案には、本投資法人の規約第14条第１項及び第３項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、上記「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第１号議案乃至第４号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人の規約第14条第２項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以　上

投資主総会会場ご案内図

会　場：東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
丸の内トラストタワーN館　11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内　Room２＋３＋４
TEL：03-6212-5211

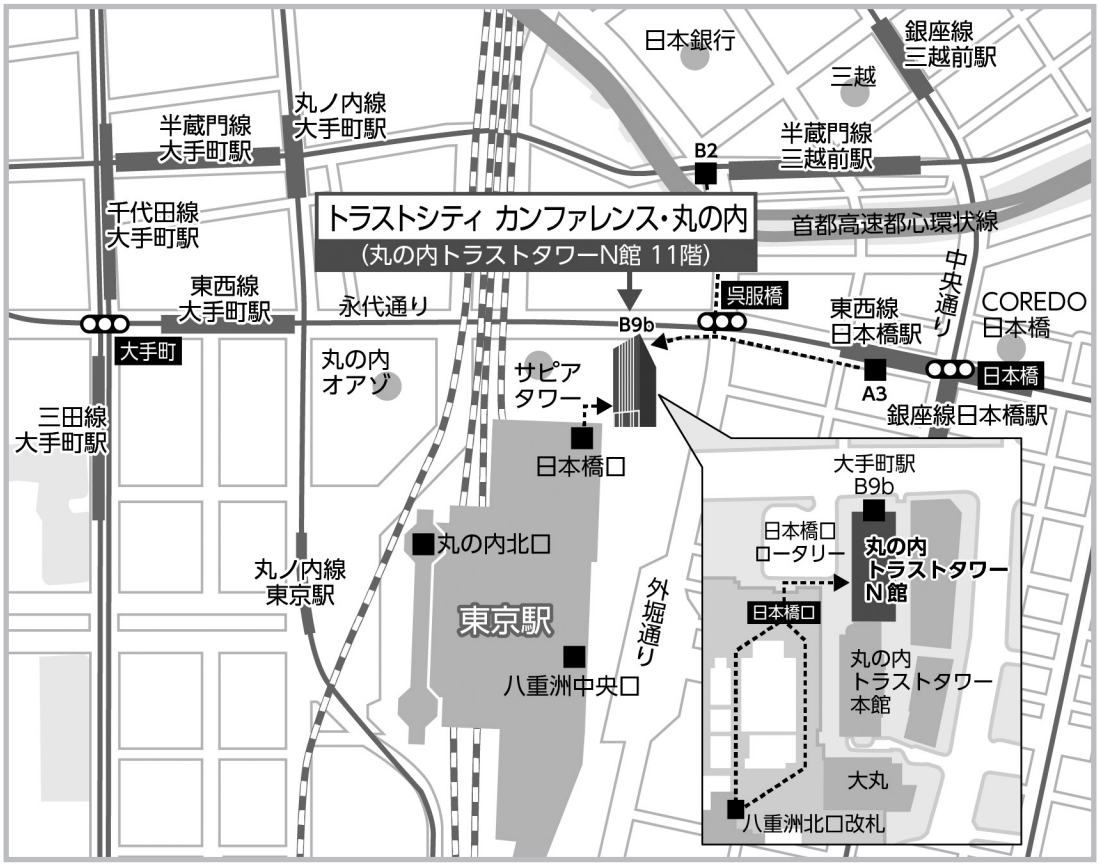

＜交通＞

ＪＲ各線　東京駅　　日本橋口より徒歩約１分
地下鉄　　大手町駅　Ｂ９ｂ出口より徒歩約１分
（東京メトロ東西線・千代田線・半蔵門線・丸ノ内線、都営地下鉄三田線）
日本橋駅　Ａ３出口より徒歩約３分
（東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線）

お願い：駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC
www.fsc.org
ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C022915

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。